

# UBC情報



発行：2024年5月1日

No. 287

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

令和6年分所得税について定額減税が6月より開始されます。減税の対象となる人や減税額の確認を進めておきましょう。

5/1発行のKAWANOPRESSでも手順等ご紹介しています！

## トピックス

### 先月から始まった主な税制関係・税制関係以外の制度とは

#### 税制関係

##### ◆ 賃上げ促進税制の見直し（4月以後開始事業年度から）

給与等支給額を増加した場合の税額控除制度について、子育て支援(くるみん認定)や女性活躍支援(えるぼし認定)に係る控除率の上乗せ措置を新設した上で、

- \* 大企業向け措置は賃上げ率に応じた控除率など見直し
- \* 大企業のうち従業員2千人以下の企業を対象にした「中堅企業」向け措置を創設
- \* 中小企業向け措置は赤字など賃上げした年度の税額から控除できなかった金額を5年間繰越す措置の創設  
・・・などが講じられました。

##### ◆ 交際費課税の見直し

交際費等に含まず全額損金算入となる飲食費（社内飲食費を除く）の金額基準が1人1万円以下に引き上げられました。事業年度に関係なく4月以後に支出する飲食費に適用します。

##### ◆ 事業承継税制に係る承継計画の提出期限延長

令和9年末までの時限措置である法人版事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）の特例について、適用を受けるための前提となる「特例承継計画」の提出期限が令和8年3月末まで延長となりました。（個人版も同様）

#### 税制関係以外

##### ◆ 相続登記の申請義務化

相続（遺言も含む）によって不動産（土地・建物）を取得した相続人は「**不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内**」に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

※施行前の相続で取得した不動産も相続登記をしていない場合は義務化の対象となり、令和9年3月までに相続登記をする必要があります。

なお、遺産分割がまとまらない場合などに、簡易に申請義務を履行できる「相続人申告登記」が新設されます。

##### ◆ 不正競争防止法の改正

- \* デジタル空間において他人の商品形態を模倣した商品の提供行為を規制対象にする
- \* 他者と共有するビッグデータは、秘密管理されたものも限定提供データとして保護対象にする
- \* 不正競争によって利益を侵害された場合の損害賠償額算定規定を拡充
- \* 営業秘密の不正な使用等の推定規定を元々アクセス権限のある者（元従業員等）などにも適用する、  
・・・などが講じられました。



## 労働・社保関係

### ◆ 労働条件明示ルールの改正

労働契約の締結・更新時に明示すべき労働条件として、全ての労働者に対して「就業場所・業務の変更の範囲」、有期労働者に対して「更新上限の有無と内容」、「無期転換申込機会（無期転換を申込むことができる旨）」、「無期転換後の労働条件」が追加されます。また、労働者の募集時等にも「就業場所・業務の変更の範囲」、「有期労働契約を更新する場合の基準」が明示事項に加わります。

### ◆ 建設・ドライバー・医師等の時間外労働規制

建設事業や自動車運転の業務、医業に従事する医師などに対する時間外労働の上限規制の適用猶予期間が終了し、上限規制が適用されます。

### ◆ 障害者の法定雇用率引上げ等

民間企業の法定雇用率が2.5%（現行2.3%）に引上げられ、障害者を1人以上雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員40人（現行43.5人）以上となります。また、週所定労働時間10時間以上20時間未満の一定の障害者について、雇用率上、0.5人として算定できるようになります。

### ◆ 事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化

事業者は、障害がある方から社会的な障壁を取り除くために対応を必要としているとの意思が示された場合は負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

### ◆ 在職老齢年金の支給停止調整額引上げ

在職老齢年金の支給停止の基準となる「支給停止調整額」が50万円（現行48万円）に引上げられます。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所  
〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10  
TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753  
MAIL: info@ubc-net.com  
URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 287

発行：2024年  
5月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：（一財）総合福祉研究会  
（一社）全国地域医業研究会

## 総合福祉

### 貸借対照表各論 ～固定資産①～

#### ◆固定資産とは

固定資産とは、「正常営業循環基準」及び「1年基準」を適用した結果、流動資産に対して固定資産として分類された資産をいいます。社会福祉法人は、社会福祉事業を行うほか、公益事業又は収益事業を行うことができることとなっています。地域福祉の推進に努める使命のもと、本来事業である社会福祉事業に支障のない範囲で、地域の様々な福祉ニーズに応える公益事業の実施のほか、収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とした収益事業の実施が認められます。

社会福祉法人審査基準（以下「審査基準」。）第2-2では、社会福祉法人の資産の区分について、その目的趣旨に応じて、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限り）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限り）とすることを求めている、整理すると以下の通りです。

資産の区分	資産の定義	備考
基本財産	法人存立の基礎となるもの	処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記する。
その他財産	基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産	処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意が必要。
公益事業用財産及び収益事業用財産	公益事業及び収益事業の用に供する財産	他の財産と明確に区分して管理する必要がある。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えない。

審査基準によると、社会福祉施設を運営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないとされています。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（審査基準の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないとされています。

一方、社会福祉施設を運営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないとされています。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができるかとされています。

法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がありますとされています。



#### ◆基本財産の管理

審査基準第2-3では資産の管理について定めています。基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないとされています。

- ①価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ②客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④回収が困難になるおそれのある方法（融資）

#### ◆基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理

審査基準によると、運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められています。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限定されています。ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であるとされています。

- ①社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ②法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

#### ◆残余財産の帰属

審査基準第2-4によると、定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものとされています。（総合福祉研究会）

## 介護

7割の特別養護老人ホームは介護職員が不足しています  
～福祉医療機構が介護人材に関するアンケート調査結果を公表しました～

◆福祉医療機構(WAM)では、介護分野における人材不足等の現状と事業者の人材確保への取組みを把握するため、貸付先の特別養護老人ホームを対象として、介護人材に関するアンケート調査をほぼ毎年度実施しています(事務職員や調理員等は対象外)。2月に公表された「2023年度 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査について」によると、2023年10月1日現在の各施設における職員の充足状況については、70.3%が不足していると回答しています。

過去の調査結果を見ると、不足しているという回答は、平成28(2016)年度調査では46.9%でしたが、その後急増して平成30年度調査(時点では2019年3月1日)では72.9%まで上昇、その後は新型コロナウイルス感染症の影響が55.1%まで低下しましたが、2022年度調査では68.6%まで上昇、今回調査ではさらに1.7ポイント上昇しました。

ただしこの調査の時点は毎年異なることから、時期的な影響の可能性もあることを考慮し、WAMの調査時点の年月と対応する介護サービス職業従事者の有効求人倍率を厚生労働省の「一般職業紹介状況」から抽出し、同様の傾向があることを確認しています。

◆同調査報告では、外国人人材の雇用状況や人材派遣会社の活用状況、また処遇改善やICT機器・ロボットの活用状況等、幅広い内容についてまとめられています。ご関心のある方は是非一読されることをお勧め致します。

©2023年度 特別養護老人ホームの人材確保に関する調査について(WAM Research Report)

[https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/240221\\_No.011.pdf](https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/240221_No.011.pdf)

(総合福祉研究会)

